

## Brexit の背景としての英国労働市場の変化と国内政策の影響 ——英国国内の分断と格差——

太田 瑞希子

### 序論

欧州石炭鉄鋼共同体の創設から拡大と深化を続けてきた欧州連合 (European Union: EU) の歴史において、初めて加盟国の離脱という統合の後退を決定づけたのが、2016年6月23日に行われた英国国民による EU からの離脱を問う国民投票の結果であった。残留票が48%、離脱票が52%、僅差といえる票差であり、残留を支持する有権者から再投票を訴える動きはあったものの、英国政府によりその可能性は否定されている。加盟国が離脱する際の手続きについて規定したリスボン条約第50条に基づき、2017年3月29日に英国のメイ首相が EU に対して正式に離脱を通告する手紙に署名し、同書簡が EU のトゥスク欧州理事会常任議長<sup>1)</sup>に届けられたため、本来であればその2年後にあたる2019年3月30日に英国は加盟国としての資格を喪失する<sup>2)</sup>。しかし、英国の要請を主要因としていわゆる「移行期間」を設けることに英国と EU の両者が合意したため、2020年末までは英国は単一市場と関税同盟に残留することが可能となった<sup>3)</sup>。

そもそも英国は、EEC に対抗するために EFTA を創設したが成功せず、その結果として植民地帝国主義を放棄して EC への加盟を申請するに至った背景がある。加盟以前は「英国病」と評された経済停滞に苦しんだものの、加盟後は70年代、80年代を通じて EC の高度成長を背景に、域内依存率を上昇させた。独仏両国よりも高い経済成長率の維持が可能だったのは EU の加

盟国としての恩恵を存分に享受してきた故である。人口も順調に増加するこのタイミングで英国国民がEUからの離脱を選択した背景には、経済的要因、社会的要因、文化的要因など様々な要素が存在するため、単純に特徴づけることはできない。

世論調査や国民投票後の出口調査を国勢調査と照らし合わせた分析では、社会的な帰属をはじめとする様々な投票者間の分断と格差が投票行動を左右したことが示されている。30代以下の世代では離脱反対派（残留支持）が圧倒的に優勢であった反面、65歳以上の高齢者層では離脱支持派が大勢を占めたという世代間に見られる傾向の違いは投票直後から多くの報道で指摘されてきた<sup>4)</sup>。離脱賛成派と反対派の間に存在する学歴格差も同様である。加えて、国内の産業分布など他の要因と離脱票が比例関係にあることも示されている。例えば、Becker et al(2017)は学歴に加えて、有権者が在住する地域の製造業雇用への歴史的依存性と同地域における低賃金と高い失業率が離脱票と強い関係性を持つことを実証的に証明した。

2013年から英国経済は景気回復傾向を示していたにもかかわらず、数十万人に及ぶ公務員数の削減及び賃金凍結、福祉予算の削減、高い所得税率は維持された。同時に、労働市場ではゼロ時間契約を含むパートタイム労働の増加、移民の労働市場への流入などにより、低所得者層の上方置換は困難であった。この点について、田中（2016）はリーマン危機後の「許容できない格差」を米欧主要国の実質賃金の比較および英国の実質家計可処分所得の地方別比較から指摘した。

本稿は上記の議論を発展させ、「国民の実感」として多くの報道で強調された英国内の経済格差の問題について、特に英国内の低所得者層に焦点を当てて検証する。2000年からBrexit国民投票の実施された2016年までのデータを中心にその様相をいくつかの断面から分析することで、Brexitをもたらした要因はEU共通政策の結果というよりも、英国の国内政策とその結果に求めるのが適切であると示すことを目的とする。この論文の構成は以下のとおりである。第1章では、離脱を支持した票の背景と貧困率の推移から緩や

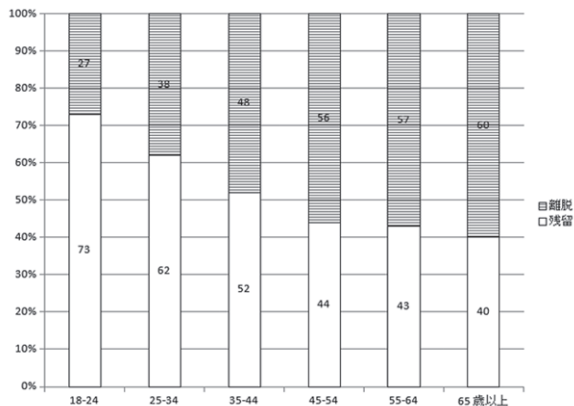
かに拡大する格差の現状を確認する。第2章では、労働市場における賃金水準および雇用形態の変化から、第3章では前章をさらに発展させ英国労働市場における移民のインパクトを考察する。最後に、所得税制の変更とその影響を検討し、英国の中下層階級、特に非熟練労働者世帯を中心とする層が離脱を強く支持するに至った背景を説明する。

## 第1章 英国内における所得格差と不平等感の拡大

### 第1節 離脱票を投じた主な人々

EU 離脱をめぐる国民投票の結果に関する様々な調査では、まず投票者の年齢層によって投票傾向が大きく異なっていたことがすでに指摘されている。EU 残留と EU 離脱の分岐点は40代前半であり、44歳以下は過半数がEU 残留を支持した。図1は、英国の世論調査 Load Ashcroft Poll's<sup>5)</sup> による出口調査の結果である。18~24歳では73%と残留支持率が圧倒的に高かった一方、45歳以上ではEU 離脱が大勢であり、65歳以上では60%が離脱を支持したこ

図1 年代別の残留・離脱投票率



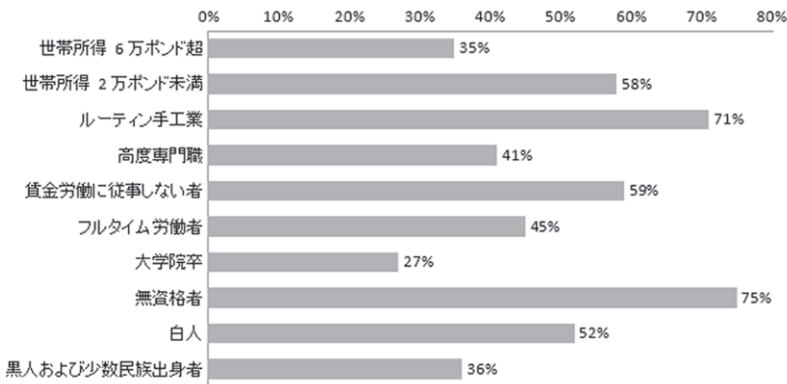
(出所) Lord Ashcroft Poll's (2016) より作成

とが読み取れる。65歳以上の層の離脱支持率は、18～24歳層の残留支持率より低い。しかし、18～24歳の有権者登録率は70%前後、65歳以上の有権者登録率は95%であった。さらに投票率は18～24歳が36%と低調であったのに対し、55歳～64歳が81%、65歳以上が83%と大きな差があり<sup>6)</sup>、中・高齢者層の高い有権者登録率と投票率が離脱派の勝利を決定づけたといえる。

序論で述べたように、学歴も残留支持と離脱支持を左右する重要な要素であった。Financial Times 紙が投票行動と UK Census を元に行った分析でも、地区の居住者に占める学位取得者の割合は残留票と最も高い連動性を示した項目であった<sup>7)</sup>。イングランド全域にわたりその傾向は一定で、グレーター・ロンドンで最も高い離脱票率を示したハイヴァリング・ロンドン自治区<sup>8)</sup>は、グレーター・ロンドンの中で最も学位取得者率が低い地域である。またスコットランドでも連関率は若干低下するものの、やはり同傾向が確認された。

図2に示した調査結果でも同傾向は明らかである。大学院卒の修士号・博士号保有者で離脱を支持したのは27%に過ぎない。高度専門職の離脱支持はそれよりは高いが41%と半数未満であった。一方で、低所得者層に多い、ルーティン手工業労働者ではさらに71%、学部卒業資格や専門職の資格な

図2 人口層別の離脱支持率



(出所) Goodwin, M. and Heath, O.(2016)

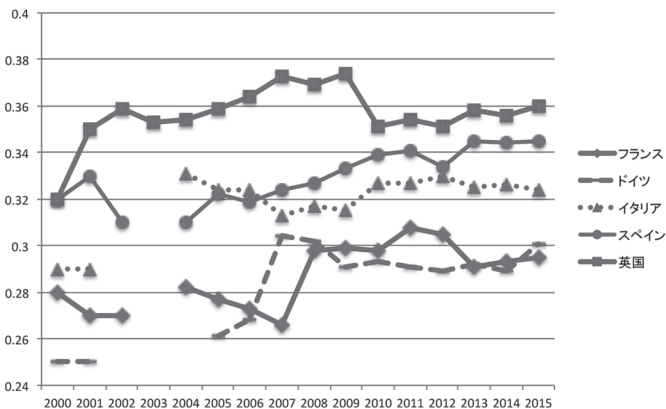
どを保有しない無資格者層では 75% にまで上昇する。また、世帯所得が 6 万ポンド超の層では離脱支持率は 35% であるのに対して、世帯所得 2 万ポンド未満の層では同数値は 58% に上昇することから、世帯所得と離脱支持率にも強い負の関係性が認められる。また有権者の人種的背景でも投票傾向が分かれており、白人は過半数が離脱を支持したが、黒人および少数民族出身者では離脱派は 36% に留まった。

これらのデータから低所得者層、失業者、非熟練労働者、低学歴者ほど離脱を支持したという傾向が認められる。これらの層は過去 20 年弱の間に労働市場や税制など様々な変化の影響を最も受けた層である。2010 年にブラウン労働党政権からキャメロン保守党政権へと移行したことは、国民の選択の結果であったが、政権交代を契機に導入された厳しい財政緊縮策は上記のような離脱支持派の生活を直撃してきた。

## 第 2 節 英国における所得格差と貧困率

所得格差の代表的指数であるジニ係数の水準と推移を表したのが図 3 であ

図 3 EU 主要 5 カ国のジニ係数の推移



(注) 世帯員数で調整された等可処分所得のジニ係数 (0 : 完全平等、1 : 完全不平等)。

(出所) OECD (2018) および Eurostat (2018) より作成

る。英国のジニ係数は2000年以降、一貫してEU平均（0.30前後）を上回っている。データ対象期間を通じて、EU主要5カ国の中では最も高い係数となっており、ドイツ・フランス両国と比較して0.06ポイントの差がついている。また、数年を除いて緩やかな増加傾向にあり、2000年と2009年には大きな増減を見せたが、それを除けば近年は0.36近辺で固定化している。これはEU以外の先進主要国の中でも米国に次いで高い数値である。

表1は、2015年における貧困率と持続的貧困率および両者のギャップを

表1 貧困率および持続的貧困率

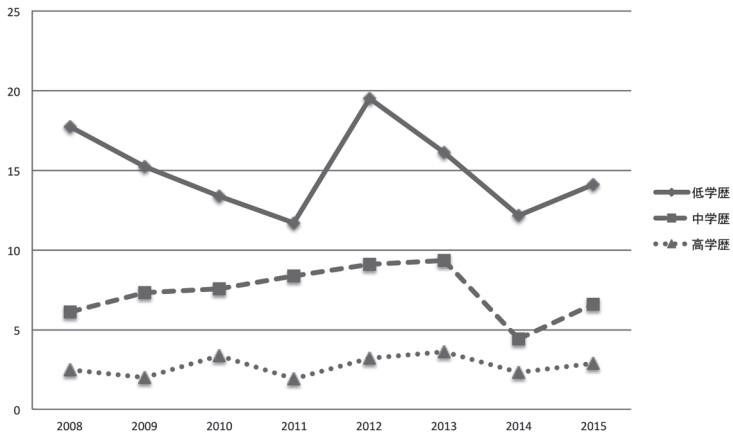
国	貧困全体	持続的貧困	ギャップ
オーストリア	13.9	8.8	5.1
ベルギー	14.9	9.8	5.1
ブルガリア	22.0	16.2	5.8
クロアチア	20.0	14.7	5.3
キプロス	16.2	7.3	8.9
チェコ	9.7	4.5	5.2
デンマーク	12.2	4.3	7.9
エストニア	21.6	13.1	8.5
フィンランド	12.4	8.3	4.1
フランス	13.6	8.5	5.1
ドイツ	16.7	11.3	5.4
ギリシャ	21.4	13.3	8.1
ハンガリー	14.9	7.2	7.7
アイルランド	16.3	9.4	6.9
イタリア	19.9	14.3	5.6
ラトビア	22.5	10.1	12.4
リトアニア	22.2	14.3	7.9
ルクセンブルク	15.3	12.0	3.3
マルタ	16.3	12.7	3.6
オランダ	11.6	7.3	4.3
ポーランド	17.6	10.1	7.5
ポルトガル	19.5	13.6	5.9
ルーマニア	25.4	19.3	6.1
スロヴァキア	12.3	7.4	4.9
スロヴェニア	14.3	8.1	6.2
スペイン	22.1	15.8	6.3
スウェーデン	14.5	7.0	7.5
英国	16.7	7.3	9.4
EU平均	17.3	10.9	6.4

(出所) Office for National Statistics (2017a) より一部修正

表したものである<sup>9)</sup>。英国は貧困率・持続的貧困率ともに EU 平均を下回る。しかし、貧困率を持続的貧困率（7.3%）が同程度の国々（スウェーデン、ハンガリー、キプロス）と比較すると、スウェーデン 14.5%、ハンガリー 14.9%、キプロス 16.2%、に対して英国は 16.7% と最も高い。また、貧困率と持続的貧困率のギャップをみると、英国の数値では EU28 カ国中 2 番目に大きい。この数値が小さければ小さいほどより多くの国民がより長期にわたって同水準の貧困にあると言えるため、逆にいえば英国で貧困状態にある人々の多くは過去 1～2 年の間に貧困状態に陥ったと考えることができることになる。

次に、教育レベルと持続的貧困率の関係性を確認する。図 4 は、低学歴、中学歴、高学歴の各区分の総人口に占める相対的貧困率を示したものである。教育レベルと持続的貧困率にも一定の関係性が存在する。学歴が低いほど持続的貧困率は高く、2015 年の低学歴層の相対的貧困率は高学歴層の 4.9 倍である。

図 4 学歴区分別の相対的貧困率 (%)



(注) 各区分の人数に占める相対的貧困人口の比率

(出所) Office for National Statistics (2017a)

## 第2章 労働市場と賃金

### 第1節 フルタイム労働者の賃金低下

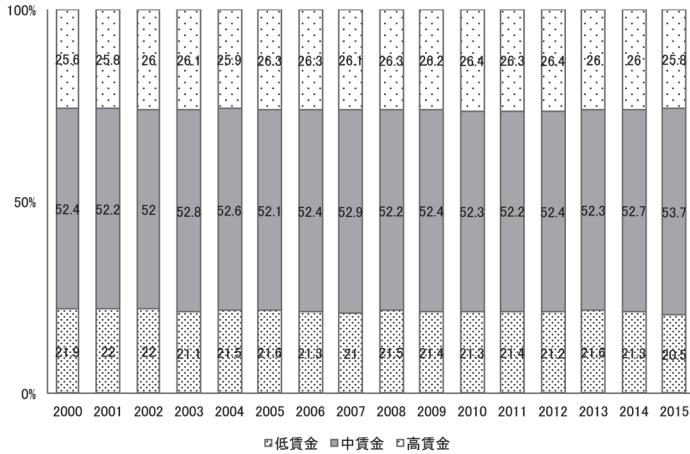
フルタイムで雇用されている労働者はパートタイムで雇用されている労働者と比した場合、総所得が高い傾向を示すのが一般的ではあるが、高技能労働者が高い時間当たり賃金を得てパートタイムで雇用されるケースも多いため、まずフルタイム雇用の賃金レベルを確認する。

図5は、フルタイム雇用の時間当たり賃金が中央値の3分の2に満たない職を低賃金、時間当たり賃金が中央値の2分の3(1.5倍)以上の職を高賃金、その間の職を中賃金とする OECD の定義に従って、2000年から2015年までの賃金レベル別シェアを示したものである<sup>10)</sup>。2000年に21.9%であった低賃金雇用は2001年と2002年にごくわずかに上昇したものの以降は2014年まで21%台で推移したのち、2015年に20.5%となっており、低賃金の雇用は微かなシェアの低下を見せている。同時に高賃金の雇用も、2003年から2014年まで26%台で推移していたが、2015年には25.8%となり以降も低下傾向が継続している<sup>11)</sup>。

ここで示した低賃金雇用の減少と高賃金雇用の減少は、2016年以降も継続している。低賃金雇用は、2016年は19.4%、2017年は18.4%と低下し、同様に高賃金雇用は両年とも2015年より低い25.3%であった。しかしながら、Office for National Statisticsが指摘するように、2015年以降の低賃金雇用のシェア低下は2016年4月に導入された National Living Wage 制度の影響が大きい<sup>12)</sup>。これは25歳以上の全ての労働者の最低賃金を7.83ポンド、21歳から24歳までを7.38ポンド、18歳から20歳までを5.90ポンド、18歳以下を4.20ポンドに引き上げるものである<sup>13)</sup>。もともと最低賃金は、2012年には6.19ポンド、2013年には6.31ポンド、2014年には6.50ポンド、2015年には6.70ポンドと上昇を続けてきた背景がある。よって2015年以降の低賃金雇用の減少はこの要因によるところが大きいと考えられる。一方、高賃金雇用の減少にはこのように大きな説明要因は見当たらない。また、雇用数



図5 フルタイム労働の賃金レベル別シェア（2000～2015年）



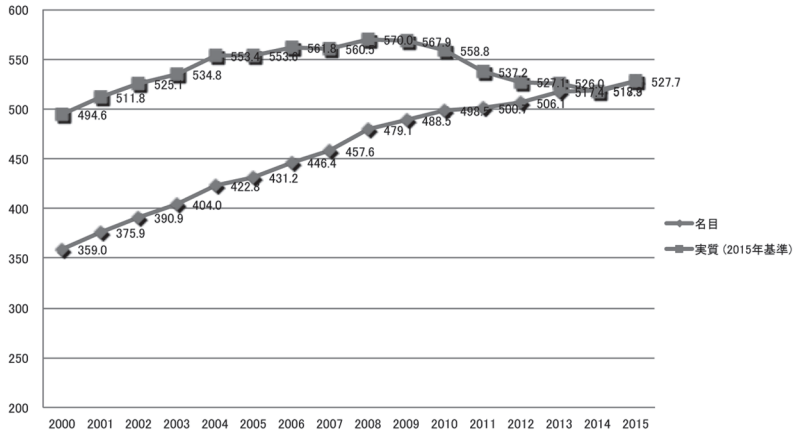
(出所) Office for National Statistics (2017b)

という点では低賃金雇用が中賃金雇用へと上方置換しているが、これがフルタイム労働者の賃金上昇を意味すると単純に評価することはできない点に注意が必要である。

次に、フルタイム労働者の週当たり賃金の中央値の推移を示したのが図6である。名目週当たり賃金は2000年の359.0ポンドから、2003年には404.0ポンドと400ポンド台となり、2011年には500ポンドを超えた。2015年は527.7ポンドと過去最高となっており一貫した上昇傾向であった。しかし実質週当たり賃金をみると、2008年の570.0ポンドをピークに、その後は低下に転じ、名目週当たり賃金とのギャップは著しいスピードで縮小してきた。実質週当たり賃金は2014年には517.9ポンドまで落ち込み、同年518.3ポンドであった名目週当たり賃金と逆転している。なお2015年は名目、実質ともに527.7ポンドで一致している。

英国の消費者物価指数（CPI）は2000年の0%代からじわじわと上昇し、2005年には2%超、2008年9月には5%を超えた。リーマン危機など

図6 フルタイム労働者の週当たり賃金（中央値）の推移（2000～2015年）



(出所) Office for National Statistics (2015), p.3 より修正

(注) フルタイム労働者は、週30時間以上（教職は週25時間以上）有給勤務を行う労働者を指す。

で2009年半ばに落ち込んだものの再上昇し、2011年に5%を回復した。その後2015年は落ち込んだものの平均で2%を超える水準であった。よって、賃金上昇は消費者物価の上昇を下回ったため、実質賃金の下落となった。これにより、名目賃金と実質賃金は著しく収斂し、特に実質賃金の下落は図5で確認した高賃金雇用の減少と相まって、フルタイム労働者にとって10年前と比較して生活水準が悪化しているという実感をもたらしていると考えできる。

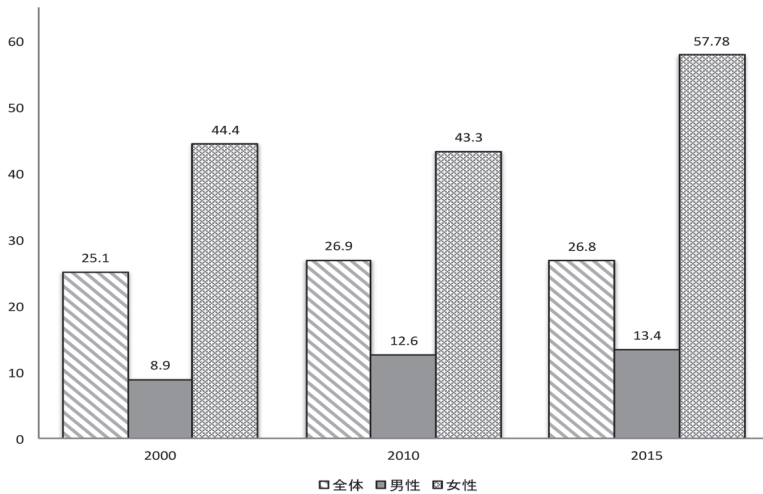
## 第2節 パートタイム労働者の急増

英国の雇用者に占めるパートタイム労働者の割合は、男女では若干異なる傾向を示すものの2000年から2015年ではどちらも上昇を見せている。男性雇用者全体に占めるパートタイム労働者の割合は2000年の8.9%から

2015年には13.4%への上昇であったが、女性雇用者では44.4%から57.8%と13.4%ポイントという著しい上昇を見せた。この2015年の数値を他のEU諸国と比較すると、男性はデンマーク、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、スイスに次いで6番目、女性はドイツ、オーストリア、オランダ、スイスに次ぐ5番目の高さとなっている（図7）。

このパートタイム労働者増加の最大の要因と見られるのが「ゼロ時間契約（Zero-hour contract）」の増加である。ゼロ時間契約は、「待機労働契約」とも「臨時労働契約（casual contract）」とも呼ばれ、一般的に①雇用主が必要とする時に「呼び出し（on-call）」に応じて勤務する<sup>14)</sup>、②勤務時間の保証はない代わりに仕事を引き受けるか否かの選択は労働者が行うことができる、という特徴で説明される。平均的に週6～8時間の勤務が保証され、かつ必

図7 パートタイム労働者の割合の変化  
（全体および性別別の全雇用者に対する %）



（出所） Office for National Statistics(2018b) 各年データ

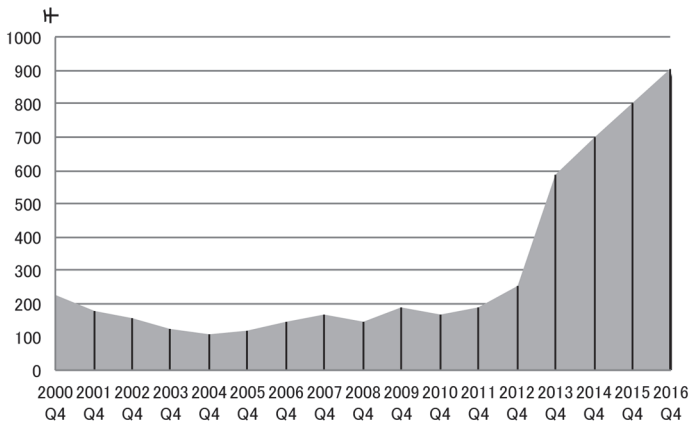
（注） 各年第4四半期の季節調整値。

要および可能な場合にはそれに追加して勤務する「短時間契約 (small-hours contracts)」とは異なり、最低限の勤務時間も規定されない雇用形態である。

1998年の労働時間規制 (Working Time Directive)<sup>15)</sup>を法的根拠とするゼロ時間契約だが、近年になってその増加率は加速してきた<sup>16)</sup>。2004年には10万8000人であったが、2012年には25万人、2013年には50万人、2015年には80万人、2016年には90万人に達した。十数年でじつに8.37倍に増加したことになる (図8)<sup>17)</sup>。

ゼロ時間契約の普及は、英国の失業率の低下に貢献しているとの評価もある。しかし、表2に示す通り、失業率が最も高かったのは2012年であり、2013年以降に減少を見せるものの、2012年以降のゼロ時間労働の急増加と一致するとは言い難い。2008年以降の失業率上昇期<sup>18)</sup>にゼロ時間契約者数も増加していることを考慮すると、この主張は説得力を持たない。むしろ、

図8 ゼロ時間契約の推移



(出所) Office for National Statistics (2017c) より作成

表2 英国の失業率

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
全体	5.6	4.7	5	4.8	4.6	4.8	5.4	5.3	5.6	7.5	7.8	8	7.9	7.5	6.1	5.3	4.8
男性	6.1	5.2	5.6	5.4	4.9	5.2	5.7	5.5	6.1	8.5	8.6	8.7	8.3	8	6.4	5.5	4.9
女性	4.9	4.1	4.4	4.1	4.2	4.3	4.9	4.9	5.1	6.4	6.9	7.3	7.4	7	5.8	5.1	4.7

(出所) Office for National Statistics (2018c)

①年休取得の権利と最低賃金などは保証されているが、休暇手当の支給が雇用主に義務付けられていないなど、フルタイム勤務と比べて法的保障の範囲が限定される、②就労時間は雇用主に一方的に依存する、③解雇予告が不要である、といった労働者側に不利益の多い、かつ収入の不安定な就業形態であると言わざるを得ない。

さらに、ゼロ時間契約の問題点は、雇用の不安定さや低い週当たり賃金、薄い法的保障などの弊害の最大の受け手が、非熟練労働者および低所得者層であることである。表3はゼロ時間契約の就労者の数および割合を職業別

表3 職業別ゼロ時間就労者数および割合 (2016年4月～6月)

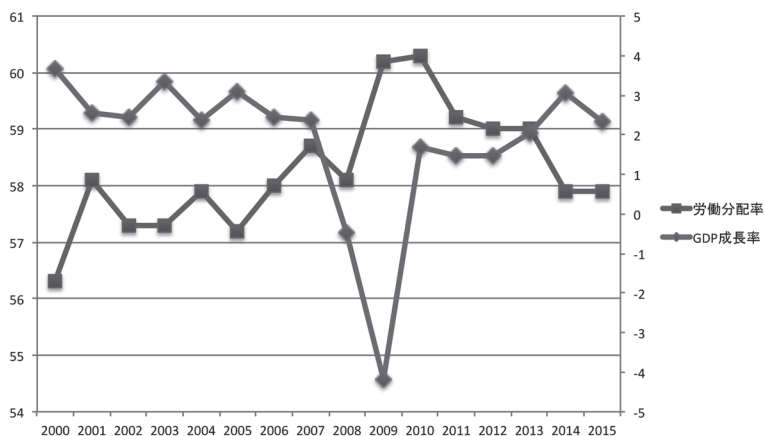
	季節調整なし		
	ゼロ時間契約の 就労者数 (千人)	その職業に従事 する就労者に おける割合 (%)	ゼロ時間契約の 就労者数全体に おける割合 (%)
マネージャー・ディレクター・幹部	14	0.4	1.6
士業・高度専門職	68	1.1	7.6
技術士補・技術職	61	1.4	6.8
行政職・秘書	48	1.5	5.3
熟練通商・貿易職	50	1.5	5.5
医療福祉・レジャーおよび他のサービス業	206	7.1	22.9
セールス・顧客サービス業	72	2.9	8.0
組立工・機械工	72	3.6	8.0
初級職業	310	9.3	34.3
合計	903	2.9	100

(出所) Office for National Statistics(2017d)

に示したものである。ゼロ時間契約による就労者数が最も少ないのはマネージャー・ディレクター・幹部職（1万4千人）であり、その職業に従事する就労者における割合は0.4%と極端に低い。一方、最も就労者数が多いのが初級職業（31万人）であり、その職業の9.3%、次に多いのが医療福祉・レジャーおよび他のサービス業（206万人）で同じく7.1%である。ゼロ時間契約の就労者約90万人の34%以上が初級職業に従事している。職能が高度になるに従いゼロ時間契約による就労者が減少することは明らかである。言い換えればゼロ時間契約の大半は非熟練労働者を対象としているため、低所得者層の固定化を招く要因となる。

また、図9の示す通りパートタイム契約やゼロ時間契約が増加したこの期間に、労働分配率は低下の一途をたどった。2000年代には概して上昇傾向にあった英国の労働分配率は、2004年以降EU主要国の中では最も高い数値であった。2009～2010年には60%を超えたが、2010年代に入って下降傾向に転化した。固定費的要素を含む労働者への配分を反映し、労働分配率は

図9 労働分配率とGDP成長率の推移



(出所) ILO(2018)より作成

景気の悪化局面で上昇し回復局面で低下するが、英国ではこの関係性が薄れており、特に2010年以降は2014年を除いてはみられない。よって同時期に固定費の縮小が進んだと推察できる。

## 第3章 移民と労働市場

### 第1節 非英国出身者の増加

2004年の中・東欧諸国10カ国の加盟を前にEU15諸国の国民には「ポーランドの配管工」という言葉が膾炙し、移民がより低賃金で単純労働を奪っていくことに対する警戒があらゆるメディアで説かれていた。実際、ポーランドを始めとする国々から移民を乗せた大型バスが毎日英国を始めとするコア諸国へと向かった。それから10年以上経過したが、やはり移民が低賃金での雇用に応じるため賃金上昇が阻害されていると考える英国国民は少なくない。

離脱をめぐる国民投票実施日の前後ではなく最新のデータとなるが、2017年10月に実施されたユーロバロメーター (Eurobarometer)<sup>19)</sup> 調査「欧州連合における移民の統合」と題したレポート<sup>20)</sup>によれば、「あなたの知る限りでは、自国の人口に占める移民の割合は何パーセントか」という問に対して、英国は実際の数値よりも平均2.4倍高い数値を回答した。EU28カ国平均(2.3倍)よりも高い数値を回答した国のほとんどは2004年以降の加盟国であり、EU15諸国の中でEU28平均より高く回答したのは、イタリア、スペイン、英国の3カ国のみであった。また、EU平均が2倍を超え、かつ実際の割合と推定値を同等もしくは推定値をより低く推定値を回答したのは2カ国だけであったことから、基本的に一般市民は移民人口を現実よりも大幅に多く意識する傾向は明らかである。

では、英国における移民数と国民投票時までの推移はどのような傾向にあったのか。英国全体および各地方の人口における英国を出生国とする人口と英国以外を出身国とする人口を、2000～2001年および2015～2016年

表4 英国出生者および非英国出生者の人口（地域別）

(単位) 千人

	Mar 2000 - Feb 2001		Jul 2015 - Jun2016		英国以外の 出生国者の 増加率
	英国を 出生国とする	英国以外を 出生国とする (括弧内は全体に 対する%)	英国を 出生国とする	英国以外を 出生国とする (括弧内は割合)	
英国全体	57,928	4423 (7.1%)	55,562	8898 (13.8%)	201.1%
England	48,398	4140 (7.8%)	46,132	8137 (14.9%)	196.5%
North East	2,489	62 (2.4%)	2,443	154 (5.9%)	248.3%
North West	6,651	303 (4.3%)	6,430	661 (9.3%)	218.1%
Yorkshire and The Humber	4,890	231 (4.5%)	4,839	496 (9.2%)	214.7%
East Midlands	4,108	209 (4.8%)	4,111	514 (11.1%)	245.9%
West Midlands	5,203	365 (6.5%)	4,981	717 (12.5%)	196.4%
East	5,310	335 (5.9%)	5,284	737 (12.2%)	220.0%
London	7,058	1860 (20.8%)	5,410	3265 (37.6%)	175.5%
South East	7,863	555 (6.5%)	7,704	1134 (12.8%)	204.3%
South West	4,827	220 (4.3%)	4,931	460 (8.5%)	209.0%
Wales	2,869	76 (2.5%)	2,891	177 (5.7%)	232.8%
Scotland	4,999	156 (3.0%)	4,846	442 (8.3%)	283.3%
Northern Ireland	1,662	51 (2.9%)	1,694	142 (6.7%)	278.4%

(出所) Office for National Statistics (2018c) より作成

のデータで比較した表4に示す通り、英国全体ではこの期間に後者が201%増加した。2000～2001年時点から最も非英国出身者率が20%超と高かったロンドンでは、同率が37.6%と上昇したものの増加率は175.5%と全国で最低であった。逆に他の200%を超える地域では移民のインパクトはより大きかったことが容易に推察できる。

2015年7月～2016年6月期の英国の人口のうち英国以外を出生国とする者は889万8千人となったが、そのうち他のEU27カ国出身者は42.8%であり、インド・パキスタンを含むアジア諸国の29.0%を大きく上回っており、自由移動を保証するEUの原則に要因を求める離脱派の主張に説得力を与えた。

一方で、この事実だけでは非英国出身者の労働市場や賃金への影響を測る



表 5 英国内の生産年齢人口の移民数

(単位) 千人

July 2016 - June 2017	全体	英国を 出生国と する	英国以外を 出生国とする (括弧内は 全体に 対する%)	英国以外の EU 諸国を 出生国と する	EU 域外の国を出生国とする			
					全体	ヨーロッパ	アジア	その他世界
英国	41,081	33,498	7569 (18.4%)	2,905	4,663	301	2,397	1,965
England	34,598	27,686	6900 (19.9%)	2,565	4,334	279	2,222	1,833
North East	1,648	1,523	125 (7.5%)	45	80	6	42	32
North West	4,481	3,930	550 (12.2%)	200	349	15	210	124
Yorkshire and The Humber	3,376	2,951	424 (12.5%)	177	248	11	156	80
East Midlands	2,917	2,464	452 (15.4%)	200	252	10	140	102
West Midlands	3,568	2,958	609 (17.0%)	216	393	14	260	119
East	3,746	3,132	615 (16.4%)	277	337	20	168	149
London	6,020	3,243	2772 (46.0%)	880	1,891	159	877	855
South East	5,536	4,599	934 (16.8%)	373	561	29	266	266
South West	3,307	2,886	420 (12.7%)	196	224	16	102	105
Wales	1,901	1,742	157 (8.2%)	72	86	6	50	29
Scotland	3,412	3,016	396 (11.5%)	189	206	13	102	91
Northern Ireland	1,170	1,054	116 (9.9%)	79	37	2	23	11

(出所) Office for National Statistics (2018c) より作成

ことは適切ではない。労働市場との関連で重要なのは、上記の英国への移民に占める生産年齢人口（16～64歳）の割合である<sup>21)</sup>。

## 第2節 労働市場と非英国出身者

英国内の生産年齢人口の移民数を表した表5を表4と比較しつつ読み解くと、最大の特徴は、イングランドの全ての地域において、英国以外を出生国とする移民全体（全年代の合計）が英国人口全体（同じく全年代の合計）に占める割合（以下X）よりも、英国以外を出生国とする生産年齢人口が英国の生産年齢人口に占める割合（以下Y）の方が高いという点である。最も差（Y-X）が小さい北東部で1.6、最も高いロンドンで8.4、イングランド全体では5の差があった。よって当然の結果とも言えるが、英国への移民は何らかの労働に従事しその対価を稼ぐことを目的とする就労者もしくはその予備

表6 ゼロ時間契約者の割合：国籍と出生国（英国と英国以外）による

	英国：就労者数における ゼロ時間契約者数の割合 (%)		英国以外：就労者数における ゼロ時間契約者数の割合 (%)	
	2015年第4四半期	2016年第2四半期	2015年第1四半期	2016年第3四半期
国籍	2.5	2.8	3.4	3.3
出生国	2.5	2.8	3	3.2

(出所) Office for National Statistics (2018c) より作成

軍であることは明らかであり、労働市場への影響は小さくない。高齢の移民の場合は、就労を目的として入国し一定期間就労した後引退したもの、もしくは年少人口と同様に生産年齢の移民に伴われた、もしくは呼び寄せられたケースと考えられる<sup>22)</sup>。

上述 1-(2) で示したパートタイム雇用の急増と移民はどのような関係にあるのか。ゼロ時間労働に従事する英国市民と英国市民以外のそれぞれの全就労者数に対する割合を示したのが表6である。ここでの「国籍」は調査時点での国籍が英国か英国以外かを示し、「出生国」は出生国が英国か英国以外かを示す。

2015年第4四半期と2016年第2四半期では、ゼロ時間労働者の割合はほとんどのケースで増加している。英国市民の就労者数全体におけるゼロ時間契約者数の割合の方が、英国市民以外の就労者数全体におけるゼロ時間契約者数の割合よりも増加率が高い点は、英国人（帰化済み含む）の労働条件の悪化の一表出と捉えることもできる<sup>23)</sup>。しかし、ここで重要なのはやはり、英国以外の国籍を持つ、もしくは英国以外を出生国とする（帰化済みの移民を含む）就労者の方がゼロ時間契約の割合が高い点である。2016年第3四半期では、英国籍ではない労働者の3.3%がゼロ時間契約で就労している。これを実際の就労者数に換算する。英国籍以外の就労者数（16歳以上）は、2015年第1四半期は311万人、2016年第3四半期は350万1千人であった<sup>24)</sup>。311万人の3.4%は10万5740人、350万1千人の3.3%は11万5533人であり、1万人弱、割合にして9%以上増加している。

また、2016年1月時点の職種別に労働者の国籍を見てみると、非英国籍の労働者の割合が最も高いのは「初級の職業 (Elementary Occupations)」で20%であった<sup>25)</sup> ことから、低所得者層・非熟練労働者層ほど移民との競争に晒されていることが裏付けられる。

### 第3節 英国の労働移民受入政策

本章冒頭で触れたように、2004年の中・東欧諸国のEU加盟後はこれら新規加盟国からEU15のコア諸国への労働移民の大きな流れが形成され、英国はその主要な受入国であった。ただし、2004年の新規加盟国のうちキプロスとマルタを除く8ヶ国 (EU8)<sup>26)</sup> および2007年の新規加盟国である2ヶ国 (EU2)<sup>27)</sup> からの移民に対して移行措置が設けられたため、各加盟国は最長7年間の就労制限を課すことが認められた<sup>28)</sup>。この移行措置のうち2004年加盟のEU8に対する実施期間は2011年4月30日に終了し、2007年加盟のEU2に対する措置も2013年12月31日に終了したため、現在では対象国の国民の域内での就労は完全に自由化されている。

この新規加盟国からの労働移民に対する移行措置を英国は当初、自国に適用しなかった。EU8からの移民に対して労働者登録制度への登録申請を義務化し、かつ社会保障の一部制限を設定したが、基本的には国内労働市場を移民に対して解放した。これは1997年以降の労働党政権の対移民規制緩和政策の流れに沿うものであった<sup>29)</sup>。1999年の移民および亡命法案 (Immigration and Asylum Bill) で高技能の労働移民 (医師、看護師、IT技術者など) の受け入れに対する規制緩和を行い、2001年には移民規制を30年ぶりに緩和する新たな就労許可制度を導入した。労働許可証の発給規制の一部緩和のみならず、ポイント制を導入し高技能人材の受け入れを積極的に進めた<sup>30)</sup>。

2004年の新規加盟国から大量の移民が流入していた2005年には「入国管理5ヶ年計画」を策定し、熟練労働者の受入は推進する一方で非熟練労働者の受け入れを制限する方策を採ったが労働移民の急増に対する抜本的解決策とはならなかった。

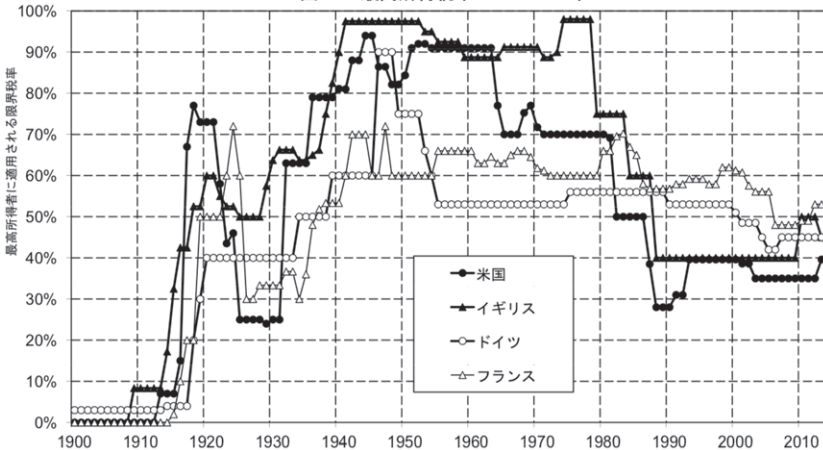
つまり、英国の移民受入政策は2004年以降のEU拡大に先立って実施されたものであり、またEUで認められた新規加盟国からの労働移民に対する受入制限策である移行措置を利用しなかったのは英国政府の判断であった。結果として、労働市場をいち早く開放した数少ない主要国となり、EU域内の他国から労働移民の大量流入を招いたことで、労働市場への移民労働力の大量流入のインパクトは大きなものとなったといえる。

## 第4章 所得税制の変化

### 第1節 富裕層向け減税

トマ・ピケティによるベストセラー『21世紀の資本』は、所得格差拡大の主要要因として所得税制の変化をあげた。新自由主義に基づいた富裕層優遇税制の下、先進国における所得格差は100年で最大に拡大した背景としてのこの変化は、1900年から2013年までの米英独仏4カ国の最高所得税

図10 米英独仏の最高所得税率の推移



(出所) ピケティ (2014), p.521

率の推移を示した図 10 からも確認できる。80 年代後半からの 20 年以上にわたり、英国は独仏英の EU3 カ国の中で最も最高所得税率の低い国であった。2007 年のパリバ・ショック、2008 年のリーマン・ショックと金融危機が深刻化し、GDP 成長率は 2008 年には  $-0.473\%$  とマイナスの数値となったが、最高所得税率は  $40\%$  に維持された。2009 年の GDP 成長率は  $-4.188\%$  とさらなる落ちこみを見た上で、2010 年に最高所得税率は  $50\%$  に改定された<sup>31)</sup>。

しかし、最高所得税率の適用所得レベルを確認すると、異なる側面を指摘できる。表 7 は高所得税率が適用される所得レベルの変化を示している。2000 年には最高所得税率 (=「高所得税率 (Higher rate)」) が適用されるのは年間課税所得 28,400 ポンド超であったが、2009 年には 37,400 ポンド超まで引き上げられ、9 年間で 9,000 ポンドと  $30\%$  以上の引き上げ率であった。その後、2010 年に「高所得税率」枠の上に「Additional rate」枠が設けられ、これが最高所得税率となり年間課税所得 15 万ポンド超の層に対する税率は上記の通り  $50\%$  に引き上げられたが、キャメロン保守党政権下の 2013 年には  $45\%$  に軽減されている。2010 年を挟んで高所得税率の対象であったものの「Additional rate」の対象で下位層に対する所得税率は  $40\%$  で変化していない。

## 第 2 節 低所得層に対する増税

一方で、同表の示すとおり、2008 年に低所得税率 (Lower rate) が廃止され、2008 年まで同率である  $10\%$  が適用されていた年間課税所得 34,800 ポンド以下の層に対して一律で  $20\%$  が適用されることになったことは大きな変化である。付加価値税率が同時期に一時的に引き下げられていたことは認識しておく必要があるが、その引き下げ率は  $2.5\%$  であり、所得税率の上昇、さらには消費者物価指数の上昇などを吸収するには全く不十分であった<sup>32)</sup>。さらに、その後は 2010 年、2011 年と 2 度の引き上げが実施された。付加価値税は累進課税ではなく逆進税であるため、食料品などの生活必需品に対す

表7 所得税率と対象課税所得幅

	2002-03		2003-04		2004-05	
	課税所得 £	税率 %	課税所得 £	税率 %	課税所得 £	税率 %
低所得税率	1-1,920	10	1-1,960	10	1-2,020	10
標準税率	1,921-29,900	22	1,961-30,500	22	2,021-31,400	22
高所得税率	29,901-	40	30,500-	40	31,400-	40
	2005-06		2006-07		2007-08	
	課税所得(£)	税率(%)	課税所得(£)	税率(%)	課税所得(£)	税率(%)
低所得税率	1-2,090	10	1-2,150	10	1-2,230	10
標準税率	2,091-32,400	22	2,151-33,300	22	2,231-34,600	22
高所得税率	32,400-	40	33,300-	40	34,600-	40
	2008-09		2009-10		2010-11	
	課税所得(£)	税率(%)	課税所得(£)	税率(%)	課税所得(£)	税率(%)
標準税率	1-34,800	20	1-37,400	20	1-37,400	20
高所得税率	34,800-	40	37,400-	40	37,400-150,000	40
最高税率	-	-	-	-	150,000-	50
	2011-12		2012-13		2013-14	
	課税所得(£)	税率(%)	課税所得(£)	税率(%)	課税所得(£)	税率(%)
標準税率	1-35,000	20	1-34,370	20	1-32,010	20
高所得税率	35,000-150,000	40	34,370-150,000	40	32,010-150,000	40
最高税率	150,000-	50	150,000-	50	150,000-	45
	2014-15		2015-16		2016-17	
	課税所得(£)	税率(%)	課税所得(£)	税率(%)	課税所得(£)	税率(%)
標準税率	1-31,865	20	1-31,785	20	1-32,000	20
高所得税率	31,865-150,000	40	31,785-150,000	40	32,000-150,000	40
最高税率	150,000-	45	150,000-	45	150,000-	45

(出所) GOV.UK(2018b)

る軽減税率は導入してされているものの、低所得者ほど税負担率は高くなるため、低所得税率を適用されていた層ほど廃止後の生活への影響は大きく、実質よりも生活水準の悪化を感じたと推察できる。

## おわりに

英国の EU からの離脱を可決した国民投票では、いわゆるブルーカラーと呼ばれる労働者階級に該当する層の圧倒的離脱支持が顕著に表出したことは明らかである。英国は、EU 加盟を契機として、EU 域内市場の拡大を背景に安定した成長を果たしてきたが、その恩恵に預かれない有権者の現状に対する異議表明としての役割を国民投票が果たしたともいえる。

本稿では、2000 年から Brexit 国民投票の実施された 2016 年までのデータを中心に、離脱を支持した票の背景を労働市場における賃金水準および雇用形態の変化、移民との関係、所得税制変更の影響などから分析した。投票行動の分析から、低所得者層、失業者層、非熟練労働者層、低学歴層のいずれかに属する場合、過半数が EU からの離脱を支持しており、それら要素が複数重なる層ではさらに離脱支持率は高かった。これらの層は、高止まりする英国のジニ係数が示す通り、国内の所得格差に直面している人々でもある。

雇用形態別の検討により、フルタイム雇用における中賃金雇用の増加と高賃金雇用の減少はフルタイム雇用に従事する労働者の賃金低下をもたらしていることが確認される。同時に、パートタイム雇用の増加は著しく、女性の就業者の 60% 近くがパートタイム労働者である。この急増の大きな要因がゼロ時間契約雇用の増加である。ゼロ時間契約の特徴である雇用の不安定性、低賃金、薄い社会保障などのリスクを労働者側が抱え込んでいる。

さらに、人口データの検証からは、2000 年から 2016 年の期間に非英国出生者の割合が約 2 倍に増加し、全人口の 14% 弱を占めるに至っている現状、および生産年齢人口に限定すればその割合はさらに上昇している事実が明らかであり、この変化が労働市場に与える影響の大きさが推察される。また非英国出生者は英国出生者よりも高い割合でゼロ時間契約雇用に従事する事実から、低所得者層・非熟練労働者層における移民のインパクトは中間所得層や高所得層に比して大きい。

最後に所得税制の変化が低所得者層の税負担を増加させた点が重要であ

る。新自由主義的政策のグローバルな拡大の下、英国の富裕層は低い所得税率の恩恵を享受する一方、低所得者層は低賃金・低学歴・負担増というサイクルから抜け出せずにきたことが最終的な決定要因となった。

つまり、英国国民の国民投票における離脱票の背景となった経済的要因は、英国政府の国内政策がもたらした格差とそれに対する不満が主であった。現状の改善を希求する有権者にとって、現状維持によるメリットを訴えの中心に据えた残留派の主張はインパクトに欠け、逆にわかりやすい変革を掲げた離脱派の主張に支持が集まる結果となった。もちろん、EUの移民政策など他の様々な要因を否定するものではなく、経済的要因のみでBrexitを説明することは適切ではない点には留意が必要であるが、まず適切な労働機会の確保と賃金の上昇がなされていれば離脱支持票はより少数となったであろうと結論づけることができる。

## 注

- 1) EU大統領と通称される。
- 2) EUとの離脱協定の発効をもってEU条約の適用が停止される。
- 3) ただし、EUの意思決定への参加資格は2019年3月30日を持って消滅する。  
European Commission (2018)
- 4) 例えば、Financial Times (2016)。詳細は第1章第1節を参照。
- 5) 英国の代表的世論調査。国民投票に関するBBCなど主要メディアによる分析も同世論調査をベースとしている。
- 6) Sky Date (2016)
- 7) Financial Times (2016)
- 8) 2016年のUK Censusによれば、人口25万強、そのうち83.3%がイギリス系白人である。Office for National Statistics (2018a)
- 9) OECD（経済協力開発機構）の定義では等価可処分所得が全人口の中央値の半分未満の世帯員とされているが、本稿では英国政府の定めた公的な貧困基準に従い、持続的貧困（persistent poverty）を調査年において相対的低所得に該当し、さらに過去3年間のうち少なくとも2年間は相対的低所得状態であったと定義する。
- 10) 2017年は、中間値が14ポンド、低賃金が9.33ポンド未満、高賃金が21ポ



ド以上であった。

- 11) 2016 年は 25.3%、2017 年は 25.3% となっている。
- 12) Office for National Statistics (2017b), p.10
- 13) GOV.UK (2018a)
- 14) Pennycook, M. et al, (2013), p.6
- 15) United Kingdom Statutory Instruments 1998 No.1833
- 16) それ以前にも類似の契約形態は存在したが、現場待機 (on-site) を基本としており、自宅待機 (off-site) 契約であるゼロ時間契約とは異なっていた。
- 17) 実際には公式統計よりもさらに多いと指摘されている。
- 18) 2010 年を除く。
- 19) EU 統計局 (Eurostat) が実施する EU 域内のデータ・意識調査。
- 20) Eurobarometer (2017)
- 21) 国民保険サービス (National Health Service: NHS) を始めとする社会保障費との関連では、流入移民の全人口や高齢人口はより重要な要素となる。
- 22) 本データは留学を目的に入国・滞在する学生は含んでいない。
- 23) ただし、取得可能なデータが限定されるため同期間の比較ではない点は留意願いたい。
- 24) 千人未満切捨。Office for National Statistics (2018c)。
- 25) Office for National Statistics (2017e), p.13
- 26) チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアの 8 カ国。
- 27) ブルガリア、ルーマニアの 2 カ国。
- 28) European Commission (2011)
- 29) 1997 年から 2004 年まで英国の出入国の差が拡大しており、一貫して入国超過傾向が続いた。労働政策研究・研修機構 (2006) p.133。この傾向はその後も長く続いた。
- 30) 英国の移民政策の変遷については、労働政策研究・研修機構 (2016) を参照。
- 31) GDP 成長率は共に IMF 統計より引用。
- 32) 2007 年に誕生したブラウン労働党政権は 2008 年に 2009 年 12 月末までの時限措置として付加価値税の標準税率を 15% に引き下げ、2010 年には 17.5% に戻した。その後、2011 年始に 20% に引き上げた。

## 参考文献

- トマ・ピケティ (2014)、『21 世紀の資本』みすず書房  
労働政策研究・研修機構 (2006) 『欧州における外国人労働者受け入れ制度と社会統合』労働政策研究報告書 No.59

田中素香 (2016) 「EU の格差 リーマン危機後のトレンド転換と Brexit」 日本国際問題研究所 No.657、24-35 頁

Becker, S.O., Fetzer, T. and Novy, D. (2017), Who voted for Brexit? A Comprehensive District-level analysis, *Economic Policy*, Volume 21, Issue 92, pp.601-650

Eurobarometer (2018), “Integration of Immigrants in the European Union”, April 2018.

European Commission (2018), “Press statement by Michel Barnier following the latest round of Article 50 negotiations”, March 19, 2018.

European Commission (2011), Frequently asked questions: The end of transitional arrangements for the free movement of workers on 30 April 2011, April 28, 2011

Eurostat (2018), Gini Coefficient of Equivalised Disposable Income Database, access on May 3, 2018.

Financial Times (2016), “This chart shows the less well educated voted to leave in the highest numbers in the EU vote <http://on.ft.com/28T15bk>”, [Twitter Post]. Retrieved from <https://twitter.com/ft/status/746224372432527360>, June 23, 2016.

Goodwin, M. and Heath, O. (2016), “Brexit vote explained: poverty, low skills and lack of opportunities”, Joseph Rowntree Foundation, August 31, 2016.

GOV.UK (2018a), “National Minimum wage and National Living Wage rates” (<https://www.gov.uk/national-minimum-wage-rates>), access on May 3, 2018.

GOV.UK (2018b), “Income Tax rates and allowances for current and past years” (<https://www.gov.uk/government/publications/rates-and-allowances-income-tax/income-tax-rates-and-allowances-current-and-past>), access on May 15, 2018.

ILO (2018), ILOSTAT-ILO Database of Labour Statistics, access on May 5, 2018

Lord Ashcroft Poll’s (2016), “How the United Kingdom voted on Thursday... and why”, June 24, 2016.

OECD (2018), Income Inequality Database, access on May 3, 2018.

Office for National Statistics (2018a), Census Database, access on May 25, 2018.

Office for National Statistics (2018b), *Annual Survey of Hours and Earnings Statistical bulletins*, access on May 2018.

Office for National Statistics (2018c), Labour Force Survey Database, access on May 2018.

Office for National Statistics (2017a), “Persistent poverty in the UK and EU: 2015”, June 2017.

Office for National Statistics (2017b), *Annual Survey of Hours and Earnings in the UK: provisional 2017 and 2016 revised results*, October 26, 2017

Office for National Statistics (2017c), Labour Force Survey: Zero-hours contracts data tables, May 11, 2017.

Office for National Statistics (2017d), “People in employment on a zero-hours contract:

Mar 2017”, March 2017.

Office for National Statistics (2017e), “International Immigration and the labour market, UK: 2016”, April 2017.

Office for National Statistics (2015), *Annual Survey of Hours and Earnings: 2015 provisional Results*, November 2015

Pennycook, M. et al, (2013), “A Matter of Time, The rise of zero-hours contracts”, Resolution Foundation, June 2013.

Sky Data (2016), “% who got through our final #EUref poll turnout filter by age group” [Twitter Post]. Retrieved from <https://twitter.com/skydata/status/746700869656256512>, June 25, 2016.

United Kingdom Statutory Instruments 1998 No.1833, The Working Time Regulation 1998.

## Brexit as a Result of Economic Disparity in the UK - The Influence of Changes in UK Labour Market-

Mikiko OHTA

This paper aims to describe the economic background of the votes supporting withdrawal from the European Union (EU) at the UK referendum on June 23rd, 2016. The majority of Leave voters belong to ones of the lowest income group, the unemployed group, the unskilled worker group, or the low educational background group which all have been facing domestic income disparities, as the high Gini coefficient in the UK indicates. Wage levels have lowered in full-time employment categories, and the remarkable increase in part-time employment is partially explained by the increase of zero-hour contracts. Furthermore, the population census data verifies two facts: firstly, the proportion of non-UK births has doubled between 2000 and 2016, and secondly, the number being even higher amongst working-age populations. The UK policy of not imposing limits on the immigrants in/after 2004 when central and eastern European countries joined the EU can be the reasonable explanation. The fact that non-UK-born workers have been engaged more in zero-hour contracts than British-born have been means that the impact of non-UK workers as competitors in the labour market has been substantial for low-income workers. Furthermore, along with 2010 and 2011 VAT increases, the changes in the income tax rates have increased the tax burden on low-income group especially since the tax rate change in 2008, while wealthy people have enjoyed the benefits of lowering income tax rates since the end of 1970's.

In conclusion, the economic factors which were the background for the

withdrawal votes in the Brexit referendum were not the results caused mainly by the EU common policies, but mainly by the UK domestic policies and disparity brought thereby. The UK has been enjoying steady growth since joining the EU and the expansion of the EU market was nothing but a benefit, however, it is undeniable that the referendum has given the opportunity to express the objections by the UK voters whowere left behind.